

## 清代後期、四川省南部県における場市の設立と県衙門：『南部県档案』を史料として

滝野，正二郎  
山口大学

<https://doi.org/10.15017/25863>

---

出版情報：九州大学東洋史論集. 38, pp.99-140, 2010-04-30. 九州大学文学部東洋史研究会  
バージョン：  
権利関係：

地図1 清代四川省の東部



清代後期、四川省南部県における場市の設立と県衙門  
— 『南部県档案』を史料として —

滝野 正二郎

はじめに

南部県は、清代、四川省東北部に位置する保寧府（現閬中市）に属した一県である。県城の東側を嘉陵江が流れ、これを下れば合州・重慶に達する。主たる産業は農業であり、井塩の生産でも知られた地域であった。この南部県に関する清代の档案が『南部県衙門档案』『南部県档案』『南部档案』ともいう）であり、現在、約八万件<sup>①</sup>とも一〇万件<sup>②</sup>とも言われる地方档案が該県を管轄する南充市の档案館に所蔵されており、DVDに記録した電子画像が公開されている。

筆者は従来、清朝中央政府の档案を用いて常関研究を行ってきたが、二〇〇八年、この『南部県档案』を閲覧する機会に恵まれた<sup>③</sup>。『南部県档案』は多岐にわたる文書を有し、経済関係においても、例えば井塩

清代後期、四川省南部県における場市の設立と県衙門（滝野）

の生産について貴重な史料を含んでいるが、その際の調査では時間と複写の制限から収集するに至らなかった。本稿では、二度の調査で主として収集してきた農村定期市の設立問題について検討する<sup>(4)</sup>。

唐の中期から宋代にかけてのいわゆる「唐宋変革期」以降、農村において開催された草市と呼ばれる農村市場が基礎となり、中国各地に市鎮などの市場町が形成されたことは加藤繁の古典的研究<sup>(5)</sup>以来、つとに知られたことである。宋代から民国期にかけての定期市の研究としては、G・W・スキナー<sup>(6)</sup>、斯波義信<sup>(7)</sup>、山根幸夫<sup>(8)</sup>・石原潤<sup>(9)</sup>・倉持徳一郎<sup>(10)</sup>・小島泰雄<sup>(11)</sup>ら諸氏の研究があり、スキナー氏・倉持氏および小島氏の研究は四川の農村市場を題材としており、大いに参考になる。四川では農村の定期市を通常「場市」と呼ぶが、倉持氏は、府志・県志を主たる史料として、これら場市の立地・市日・運営などを明らかにされ、また、小島氏は、実態調査中に当地の地方政府・档案馆などで発掘した郷鎮志を主に用い、同省三台県について場市および鎮の成立について検討されている。小島氏はその論文において、場鎮が成立した年月日が特定されている事実注目し、定期市の成立に公権力が介在したことに言及されているが、公権力が介在したとの記載は郷鎮志では限られるとして、その具体的な手続き等を明らかにしておられない<sup>(12)</sup>。それに対して『南部県档案』には、場市設立の案件、場市をめぐる係争の案件が含まれ、その欠を補うことが可能である。本稿では『南部県档案』に見られる場市関連の史料に基づき、特に場市と県衙門の關係に注目して検討する。

## 一 『南部県档案』に見える場市関連の事例

『南部県档案』に含まれる多くの文書は訴訟文書であるが、その中に、場市設立申請の案件、場市をめぐる係争案件が含まれ、さらに県衙門が場市に課した物資供出等の文書が残されている。

場市設立申請に関わつて次の五件の事例がある。

【事例1】乾隆四五年（一七八〇）一〇月、同団の隣人等の集議を経て、永興場の場頭胡朝萬、郷約何耀海らが黒水潭

という地点に場市を設立して塩・茶・油・煙草および農具・雜貨等を交易しようと申請し、さらに認状・結状を提出した事例<sup>13)</sup>。

【事例2】道光一七年（一八三七）九月、民人杜文富（のちに場総）らが、觀子壩という地点に興隆場という場市を興設しようと申請した事例。場名・集期（市日）等について翌一八年三月に報告し、正式に開場が認められている<sup>14)</sup>。

【事例3】道光一八年（一八三八）七月、吳家壩に住む民人吳恩玉らはその場所に義和場という場市を開設しようと申請した事例。最初の申請に対して、知県から義和場の本来の地名、東西南北の既存の市との距離の再報告を命ぜられ、同月中に、一旬三日の集期（市日）および近隣の場市からの距離などが報告されている<sup>15)</sup>。

【事例4】道光三二年（一八四二）十一月、民人楊先堯、蘇友徳、張文斌らが石門塘という地点に龍鳳場という場市を開設しようと申請した事例。一旦却下されたのち、再度申請して一二月に認可を受ける。【事例3】と同様、一旬に三日の集期（市日）および近隣の場市からの距離などが報告されている<sup>16)</sup>。

【事例5】光緒年間（一〇年より以前、南部県羅知県の任期内に）政教郷保正王大吉・郷約陳文伸・牌頭冉思明・甲長楊映文・民人何文相らが大碑院という地点における場市興設を申請した事例。次の毛知県の任期内、光緒一〇年（一八八四）五月一八日に最終的に認可される<sup>17)</sup>。

また場市をめぐる係争事件としては次の三件の事例がある。

【事例6】道光一七年（一八三七）七月、永定場の「斗市」の徴収の分配をめぐり、永興菴の住持僧普寛と武生員の韓邦平らが、場頭の莫應元らを県衙門に告訴。一〇月に場市の地主である住持と、場頭・客総ら、および生員ら義学関係者の三者の間で、斗市の分配率（正確には一ヶ月中の斗市徴収日数の割り当て）が決定されて決着。なお、義学関係者の取り分は、道光三二年（一八四一）に至り、場頭たちがそれを手にしようとして再度争い、また、義学もこの頃なお設立されていなかったために、場頭の取り分に変更されている<sup>18)</sup>。

【事例7】咸豐九年（一八五九）六月二六日に、金寶場場頭王朝聰らが何中瑄・何榮宗・杜中勤らを「場市を私設して

霸佔した」として告訴し、同日、何中瑄らの同姓である生員の何炳靈が元山場の認可を申請した事件。道光六年（一八二六）以来、王朝聰を場頭として金寶（金保）場という場市が営まれていたが、近年（咸豊以降か）場市の店房が倒れたことを契機として人が集まらなくなり、市が廢れた。そこで咸豊九年（一八五九）四月、別の黄連壩という地点に新場を開いたところ、何中瑄・何榮宗・杜中勤らが附近の元山子という地点に別の場市を設立し（元山場）、金寶新場と同じ市日で市を開催するようになった。この時点で元山場は県衙門から認可を受けていなかったため、王朝聰がそれを告訴した。最終的には、王朝聰が場頭をやめて金寶新場を閉じ、何中瑄・何榮宗・杜中勤らがその分の差務・差徭など公事を負担することを約して認可を受け、八月一四日に決着した<sup>(19)</sup>。

【事例8】光緒五年（一八七九）、隣の蓬州との県境を挟んで近接地に並立した二つの場市間において発生した騷擾事件。双方の場頭らが互いに相手方の場市を打ち壊すなどの暴力行為に及んだ。なお、本件については、原告の訴状や供述書および結状などが残っておらず、同年三月に出された分県衙門の牒文・移文などが残されているのみであり、告訴の詳細や結審の状況は不明<sup>(20)</sup>。

以下は、県衙門から場市に対して行われた「差務」賦課の事例である。

【事例9】同治一二年（一八七三）三月・四月、県衙門から各場市の場頭・客総に対して木枷や鉄縄の供出を命ずるために作成した工房の呈文。【事例9—1】では場市ごとに一面の木枷が割り当てられているが、全二〇場のうち一〇場には通常の枷に比べて大きな枷の供出が命ぜられている<sup>(21)</sup>。

【事例10】光緒六年（一八八〇）九月、総督の巡視に伴って、場市の場頭らが人夫の雇募等を県衙門から命ぜられた事例。人夫の賃金は県衙門から供給され、場頭らの負担ではないが、人集めという作業を命ぜられている<sup>(22)</sup>。

【事例11】光緒六年（一八八〇）九月、各郷場（農村の場市）に対して官価での買い上げと年三度の場市巡視に関わって徴収してきた夫馬錢を陋規として裁革することを、提標中營世襲雲騎尉の譚某が建議した事例。南部知県に移文として送られている<sup>(23)</sup>。

以上、乾隆年間から光緒年間にわたる一一件の事例を中心として分析を行う<sup>(24)</sup>。

## 二 場市設立の申請と認可

### (1) 場市設立の申請者と場頭・客総

場市設立の申請を行う人物としては、【事例1―1】【事例1―2】の末尾に「場頭翟文廣・胡朝萬・鄧崇龍・王朝、地主徐鑑、郷約何耀海・胡朝正・王志國・鄧臣龍」<sup>(25)</sup>と記されており、場頭・地主・郷約が申請の主体となっている。また、【事例5―1】では「保正王大吉・郷約陳文伸・牌頭冉思明・甲長楊映文・民人何文相」を「原稟」すなわち申請者としている<sup>(26)</sup>。一方で【事例2―1】【事例4―1】【事例4―2】では申請を行った者の肩書きが全く記されておらず、一般の民人が申請を行っている<sup>(27)</sup>。これらからみれば、保甲制下の役職にあるものなど、周囲の郷村社会における有力な民が中心となり、「商議」<sup>(28)</sup>を行った上で場市設置の申請を行っている。山根幸夫氏は、市集を支配したのは豪強（紳士）あるいは生監層であったとされ、郷集（農村市場）を設立したのも、知県の呼びかけに応じた紳士を含む在地地主層であったとされている<sup>(29)</sup>が、『南部県档案』に見られる設立申請の事例では【事例7―2】において元山場設立の申請に生員が関与している<sup>(30)</sup>以外、紳士の関与を認めることができない。したがって『南部県档案』を見る限りにおいて、該県の場市の設立申請者は郷紳などではなく、科挙身分をもたない郷約・保正・甲長あるいは単なる地主レベルのものたちが中心となっていたと考えられる。

また、【事例1―1】【事例1―2】では申請者の中に胡朝萬と胡朝正、鄧崇龍と鄧臣龍という同族らしき人物の名も見え<sup>(31)</sup>、【事例4―6】では申請者自らを「小的們楊・蕪・張・趙四姓」と総称している<sup>(32)</sup>ことから、その地域に住む幾つかの有力一族が合同して場市設立に関わる場合もあったと窺える。

これら申請者のなかのある者がその場市を管理・運営する場頭・客総などの役職に選任される。【事例4】では懇状人楊先堯・蘇友徳・張文斌、抱告<sup>35</sup> 蘇文楷・趙大吉・王開第のうち、楊先堯・蘇友徳・張文斌が場頭に、蘇文楷・趙大吉・王開第が客総に選任されている<sup>36</sup>。【事例2-1】の申請者の一人であつた杜文富が【事例2-2】では「場総」と名乗っている<sup>35</sup>。この場総という役職は用例が少なく詳細は不明である。【事例2】の「場総」は場頭に類するものであると思われるが、【事例6-2】では同じ文書の中で「場頭」と「場総」の用語が共に用いられており<sup>36</sup>、場頭の長であるとも「場頭・客総」の略称であるともとれ、意味を定めがたい。客総とは、『巴県档案』では客長と呼ばれているもので、その場市で商売を行う客商の長であると思われる<sup>37</sup>。

場頭・客総の選任方法は、【事例4-1】に「蟻<sup>それがし</sup>等籌議して場頭楊先堯・蘇友徳・張文斌、客總蘇文楷・趙大吉・王開第をして、場市を經理し、匪類を盤詰するに、責成を専らにする有らしむ」とあり<sup>38</sup>、【事例4-6】に「小的們<sup>わたくしども</sup>をして場頭・客總を議立せしめらる」とある<sup>39</sup>ように、場市の設立に関わつた者らの合議によって県衙門にその名を申請し、正式の場頭・客総としての承認を受けることとなつていた。

このことについては、同省重慶府附郭の巴県の档案の中により詳しい例が見られる。乾隆三四年（一七六九）、巴県廉里三甲の安鳳場では、それまで場頭・客長が存在しなかつたので、場民の「公議」により「為人老成」の周旭万を場頭に、「正直端方」の謝明審を客長に簽挙し、その結果をその甲の郷約黃兆之と地主冉弘道が県衙門に申告し、その認可を得ている<sup>40</sup>。しかも、それを証明する執照は直里五甲の保長と並列して同時に与えられている<sup>41</sup>。これは場市の場頭・客長が保甲制における保長と同じ範疇のものとして扱われていたことを示している。これらの点は、恐らく南部県でも同様であつたと思われる。

## (2) 設立の申請から認可に至る手続き

それでは場市設立の申請から許可に至る手続きをいかなるものであったのか。前述した場市設立申請の事例五件のうち最も詳細にその過程が判るのは【事例4】である。これによれば、まず、道光二二年（一八四二）一月二十六日最初の申請が懇状の形で出されたのち、一旦は「査するに、該處附近場市少なからず、並びに窺遠ならず、儘ままに買賣すべくんば、別に設場を行うを准さず、以つて争競を杜む」との知県の批を受けて不許可になった<sup>(42)</sup>が、一月三〇日に再度申請を行った<sup>(43)</sup>。県衙門はこれを受理し、票という文書を發出して、二人の胥吏・衙役に調査を命じるとともに「原懇」（申請者）らを召喚した<sup>(44)</sup>。一月九日、胥役による調査報告を「覆稟」の形で受け<sup>(45)</sup>、その後、原告等の供述を聴取し<sup>(46)</sup>、一月一五日以降に、知県の示諭、禁止事項を書き込んだ牌棍、および商取引の規準となる斗と秤<sup>（はかり）</sup>を与える形で場市設置の認可を正式に与えている<sup>(47)</sup>。

それ以外の事例について手続きを検討すると、【事例1】では、永興場場頭らが場市設立を稟請するとともに、陳情の内容に関する認状・結状を県衙門に出頭して提出し、示諭の給付を請うという段階を踏んでいる<sup>(48)</sup>。また、【事例2】【事例3】では、最初の申請が行われた後、地名・場名・集期（市日）、他の場市からの距離などについて再報告が知県から命ぜられており<sup>(49)</sup>、【事例5】では、申請が行われた後、票を發出して申請者らを県衙門に召喚し、認状を提出させ、その後、示諭を發給している<sup>(50)</sup>。

以上の事例より、申請から許可に至る手続きとしては、①懇状・稟状による申請、②県衙門による受理、③胥吏・衙役の派遣調査、④申請者の召喚、⑤胥吏の調査報告、⑥申請者からの聴取、⑦示諭の發給、⑧牌棍と斗・秤の給付という段階を踏むことがわかる。なお③から⑥までの手続きは、申請者による再報告と認状・結状の提出で代替する場合があったと考えられる。

申請を受理する県衙門の側で注目すべきなのは、申請の上呈や現地の調査・報告<sup>(51)</sup>および示諭原稿の作成を礼房の胥吏が行っている<sup>(52)</sup>ことである。つまり、県衙門のなかで場市設立案件を主管する部署が礼房であったことを示す。山根幸夫氏は、清代後期の山東省の事例を引いて「清代になると、市集の管理・運営は、戸房の胥吏の管轄となった」



と概括的に述べられている<sup>(53)</sup>が、少なくとも南部県の場市設立にはあてはまらない。すなわち、『南部県档案』を見る限り、南部県の県衙門にとって場市設立は経済・財政問題ではなく、まず風紀・治安問題であったと見ることができ<sup>(54)</sup>る。

### (3) 設立申請の事由・強調点

場市設立を県衙門に申請するにあたっては、申請の事由を申し述べなければならぬ。この点について【事例1—1】には、

・ 蟻<sup>モロガシ</sup>の宣化郷三甲地名黒水潭、僻野窮村なれども、人烟稠密なり。但市集遠篤なれば、塩・茶・油・烟、及び農具・襍物、甚だ取易すること便ならず、遠渉に苦しむに至る。

とあり<sup>(55)</sup>、【事例2—1】には、

・ 蟻<sup>モロガシ</sup>等四方人等、四面の場市篤遠なるを以つて、就近、店に在りて買賣糶糶す。

とあり<sup>(56)</sup>、また、【事例2—2】に、

・ 蟻<sup>モロガシ</sup>等の附近に場市有る無く、而して油・塩・米糧、買賣するに便ならざるに縁り、故に蟻<sup>モロガシ</sup>等、境地人等と協同して商議し、附近の觀子埜に在りて一場市を設け、名を興隆場に取、議して毎月一・四・七集場し、以つて油・塩・米糧を買賣するに便ならしむ。

と述べられ<sup>(57)</sup>、【事例4—1】においても、

・ 蟻<sup>モロガシ</sup>等の居する所、皆な各處の場市を離ること篤遠にして、米糧・油・塩・農器等の件を買賣すること便ならず。

とあり<sup>(58)</sup>、各處の場市から遠く、米や穀物、油・塩・農具など、農民の日常生活に直接関わるものの売買に不便であり、であるから場市を開設したいのだと強調されている<sup>(59)</sup>。

設立申請書のなかでは市の設立事由以外にも強調されている点がいくつかある。【事例1】【事例2】では前項で既述したように油・塩・米・穀物および煙草・農具など農民の日用品を売買することがその目的とされたが、【事例2】ではそれとともに、

並べて未だ牛・馬・猪市取る所の行用を設合せず。

と断り<sup>(60)</sup>、牛・馬・猪市と異なること及び「行用」を徴収していないことが強調されている<sup>(61)</sup>。「行用」とは商行為に付随して徴収される手数料ともいうものである。この事例から考えれば、牛や馬・豚などの家畜を商う市は、別種のものとして一般場市から区別され<sup>(62)</sup>、しかもそれらは行用を徴収することが普通だったのに対して、一般場市では通常それを徴収してはいなかったことになる。なお、【事例6】においては、一般場市であるにも関わらず、「斗市」という行用が徴収されていたが、これについては後述する。

次に場市設立の申請に際して特に強調されるのは治安・風紀維持である。【事例4―6】に楊先堯・蘇文楷・王開第の供述として、

今法の審断を蒙るに、……小的們<sup>(63)</sup>をして場頭・客總を議立し、外来の匪徒を稽查し、嚴拏して案に送り究治せしめらる。併びに無恥の婦女の場に趕き酒を食し非を滋くするを嚴禁せらる。倘し外来の匪徒の境に入り、婦女の場に趕きて鬨を滋くする有れば、惟小的們<sup>(64)</sup>究むを是とし、小的們<sup>(65)</sup>に遵いて辦理す。

とあり<sup>(63)</sup>、また、それに対して県衙門も【事例5―2】に、

嗣いで集期に逢う毎に場頭人を口派<sup>(66)</sup>して経理せしむるに至りては、務めて須らく公平に交易し、貧民を欺壓するを得ざるべし。倘し外来の匪徒の場に入り、絡竊<sup>(67)</sup>および酗酒・打架・窩賭・窩娼・惡丐・估討及び□□せば、爾等の立即扭稟して來案せしめ、以つて盡法懲治するに憑るを許し、賄を受けて隱徇袒護するを容れ、併究を干すを致すを得ざらしむ。

とある<sup>(65)</sup>ように、場頭・客総予定者らに対し、場市において公正な取引を保持するよう諭す一方、外来の賊が侵入し

た場合や風紀上好ましくない事態が生じた場合は、それを取り締まる権限を与えている。このように、商取引をめぐり騒動が起きやすいだけではなく、得体の知れない外来者が入り込みやすいために、郷村社会の安定・安全を攪乱する要因ともなりかねない場市というものについて、申請者側、県衙門側双方ともかなり強く警戒しており、場市設立後は場市の公正な運営に加え、治安・風紀保持に努めなければならないことを強く意識していた。前項で言及したごとく場市設立の申請を管轄する部門が礼房であったことも含めて、県レベルの地域社会に於いて、場市設立とは、一義的には治安・風紀問題だったのである。

#### (4) 場市開設と申請・認可

本節の最後に、実際の場市開設と申請・認可の関係について検討しておく。

まず【事例4】では、申告以前に場名を既に改め、場頭・客総を決定していること、場市営業に関して、市を開く日、管理手数料たる斗市の額、店房<sup>(66)</sup>の賃貸料などを詳細に記述する一方、その点における認可を請うてはいないこと、さらに「(県衙門に対して)不実の罪がある」といつている<sup>(67)</sup>ことから考えて、場市設立申請以前に定期市の営業を開始していたことは間違いない。また【事例2】では、道光一七年(一八三七)九月に最初の設立申請を行い、「稟の如く、就近、觀子埡地方に在りて場市を興設するを准し、以つて通融するを便ならしむるは、可なり」との知県の批は与えられた<sup>(68)</sup>ものの、場名・集期などを申告していなかったために正式の認可たる示諭や斗秤・牌棍などを給付されないうちに、既に場市の営業を始めている<sup>(69)</sup>。【事例1】も、最初の申請の時点から申請者が場頭と名乗っている<sup>(70)</sup>ことから考えて、県衙門への申請以前から事実上の営業を開始していた可能性がある。さらに【事例7】では、実際に未認可で元山場という場市を営んでいたために、「場市の私設」として訴えられている<sup>(71)</sup>。つまり、多くの事例では、実態的には先に市を開いておいて、ある時点で県衙門の認可を得るために申請を行ったという可能性が高いのである。

ではなぜ敢えて認可を得ようとするのだろうか。まず【事例7—1】に見るように、県衙門の認可を得ていなければ、他人から「場市の私設」として告訴される危険性があることはいまでもないが、それ以外にも【事例4—1】に、場市を新設するに至りては、匪類、至るを免れ難し<sup>(72)</sup>。未だ仁恩なる示禁の牌棍を見ず、目に法懼無くんば、恐らくは禍端を滋くせん。蟻等<sup>そんがしち</sup>に不實の責<sup>(73)</sup>有るも、蟻等<sup>そんがしち</sup>、場頭楊先堯・蘇友徳・張文斌、客總蘇文楷・趙大吉・王開第と籌議して、場市を經理し、匪類を盤詰するに、責成を専らにするを有らしむ。是を以つて仁天に牌棍の示禁、較准せる斗升を賞給せられ、以つて匪類を傲められんことを懇祈す。

とある<sup>(74)</sup>ように、外来の匪賊らが侵入してくる危険性も常にあり、それに対し、県衙門の認可を受け、その權威を借りることによつて、場市の管理をより確かならしめる意図があつたと思われる。

### 三 場市の立地・集期と収入

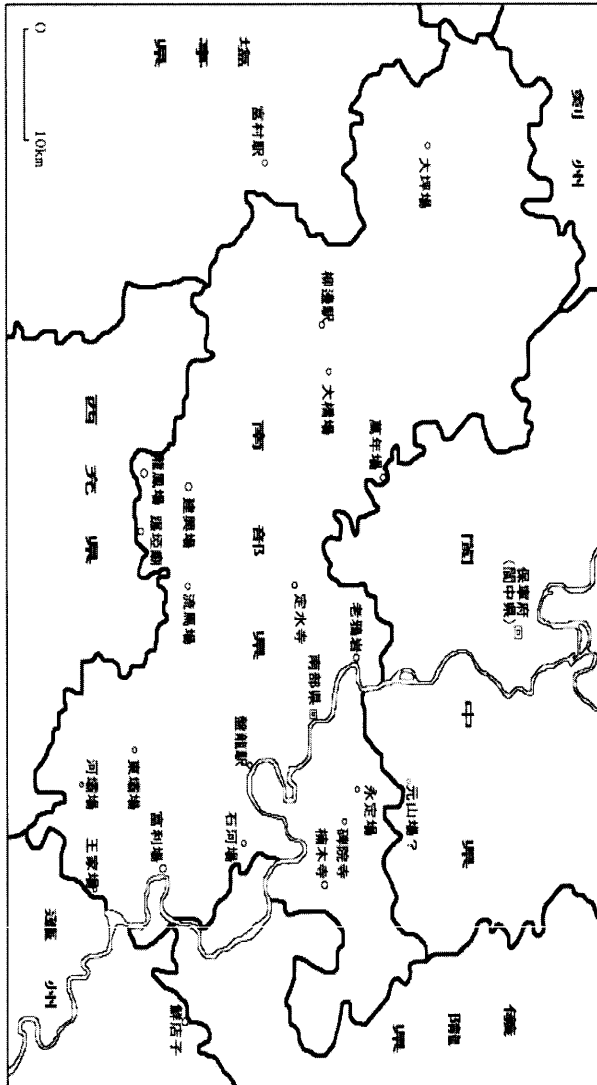
本節では、場市の立地・集期（市日）とそこから場頭らが得る収入について検討する。

#### (1) 立地

場市が開設される地点の地理的条件としては、【事例2—1】に、觀子埡に開設した興隆場の公式の認可を求めて、蟻等<sup>そんがしち</sup>の附近の觀子埡常土、地方の大路にして、上は保郡に通じ、下は順慶に達す。

とある<sup>(75)</sup>ように、当然ながらまず交通の便の好い地が選ばれるが、それ以外の重要な条件として、周囲の場市からの距離が挙げられる。周囲の場市からあまり距たつておらず、地域内の場市の密度が高い場合には、【事例4—1】のよ

地図 2 南部県場市位置推定図



注 1. 底図および県城・場市の位置の推定には『四川省地図冊』中国地図出版社、2007年刊、第10版  
173 図中市 徳陽県 南部県」を使用した。  
2. 本図には本稿で使用した史料に登場する場市のうち、位置が推定できたもののみを記載した。  
3. 清代後期の県境を正確に描いた底図がないため、参考までに現代の県境を付した。よって当時の  
県境とは異なる部分があると思われる(例えば、清代に南部県内にあったはずの富村(駅)や餅店子か、  
上図では県外になっている)。

うに、それを理由として場市設立が却下される<sup>(76)</sup>場合もあった。

それでは、南部県の場市は隣接場市からどれほど距たつていたのだろうか。【事例4—4】では、申請のあった石門塘（龍鳳場）が、建興場から四〇余里ほど、青獅場から四五里ほど、蹶埡廟から三五里ほど離れていると報告されており<sup>(77)</sup>、【事例3—2】では、申請のあった呉家壩（義和場）が、大坪場から六〇里、建興場から七〇里、槐樹場から五〇里、萬年場から五〇里離れていると報告されている<sup>(78)</sup>。地域的情況により周囲の場市との適正な距離には相違があると予想されるが、およそ二〇kmから四〇kmほど離れていたことがわかる。倉持氏は、光緒『蓬州志』によって、南部県の東南に隣接する蓬州の場市について、「隣接場への距離は最も遠いもので五十里、近いもので十五里である」<sup>(79)</sup>とされており、それと比べると、【事例3—2】呉家壩（義和場）の事例は距離がやや大きいということになる。ただし、地図2をみていただくと若干不自然なことに気がつかれるであろう。義和場の正確な位置は不明であるが、萬年場と大坪場・建興場からの距離によれば、おそらく柳邊駅の南あたりに位置しているはずである。義和場の周囲の場市として前述の三場を挙げているが、その中間にもっと近いはずの大橋場や柳邊駅がある。若干時代が下るがほぼ同時期である道光二九年（一八四九）刻の『南部県志』巻二、輿地・市鎮をみると柳邊駅・大橋場の二場市はその時期に存在しており、この隣接する場市まで七〇里・六〇里という距離は故意に遠く離れた場市を選んで報告した可能性がある。したがって、倉持氏のいわれる近いもので一五里（約八km）遠いもの五〇里（三〇km弱）という距離がやはり妥当であろう。つまり、交通の便のいい地点であり、かつ周囲半径一〇km弱〜三〇km弱の範囲に場市がない場合、そこが場市開設の適地であると設立者・県衙門の双方——特に、争いを生じさせたくない県衙門——から見なされたと考えられる。

さて、農村における定期市の設立と集落形成の関係を論じる場合、草市という農村市場が開かれ、それが基礎となつて市鎮などの市場町の市街が形成されるというのが中国経済史の古典的な見方である<sup>(80)</sup>。そこではあたかも何もないうところにおいて一定の時間を決めて市が開かれ、それが次第に開市の間隔を狭めていき、遂には店が常設されるようになって市街が形成されるようになっていくと考えられているといつてよい。これは唐宋変革期の中長期的な全般的傾向

を述べる論としては或いは正しいかもしれない。しかし、清代後期の南部県における個々の場市成立の事例を見た場合、この見方をそのまま適用することは不可能である。【事例2—1】においては、場市を設立しようという親子埡という地点について、

平昔該觀地方に杜姓の此に在りて腰店を開設する有り。蟻それがしら等四方人等、四面の場市窺遠なるを以つて、就近、店に在りて買賣糶糶す。

といい<sup>(81)</sup>、市を開くに先立つて「腰店」があつたことが述べられている。「腰店」とは幺店のことであり<sup>(82)</sup>、つまり常設の小商店が、場市の開設に先立つて商行為を行つていたのである。さらに、【事例4—2】には、

蟻それがしら等の附近の石門塘地方、乃ち古跡塘口の地なるに縁り、向る腰店数間有り、近ろ人烟漸く密にして、舖戸日ごと多くなるに因り、附近の郷民糧食等物を買賣するに、早に此に在りて貿易するを經、甚だ相い安んずるを覺ゆ。

とあり<sup>(83)</sup>、以前から幺店が数軒あつたこと、最近ここに人が集住するようになったこと、それによつて舖戸が増えてきたことが記されている。四川の農村は一般に散村の形態をとる<sup>(84)</sup>が、そうした条件下、まずここに幺店が存在し、それを契機としてその地点にある程度の人口集中が見られるようになって置かれる商店も増加・拡大したのち、定期市の設立が申請されているのである。確かに、市が開かれる空間そのもの——すなわち小縮尺レベルの地理的条件としては、「蟻それがしら等其の地を目睹するに、四面並べて田園・蘆墓無く、以つて場市を興設すべし」とある<sup>(85)</sup>ように空き地が選択されるが、決して、その周囲も含めて全くの空闲地に場市が開設されるわけではない。場市開設以前に小商店の存在や人家のある程度の集中があつた上で、その集中地付近で開市するのが適していると判断され、そしてその付近の空き地か路端が実際に市を開く場所として選択されるのである<sup>(86)</sup>。場鎮の成立する地点は幺店・旅館や寺廟、および政治・文化的施設などが存在する特異点であつたと小島氏は指摘されている<sup>(87)</sup>が、南部県においても、仏庵の土地で市が開かれている事例や郵駅の存在が場市形成の契機となつたと思われる事例があり<sup>(88)</sup>、この点は三台県と全く同様であつたといえよう。

## (2) 集期(市日)

市が開かれる期日すなわち市日のことを『南部県档案』では集期と呼んでいる。これについて、【事例2】の興隆場(観子埡)は一句のうち一・四・七の三日<sup>(88)</sup>、【事例3】の義和場が一句のうち二・五・八の三日<sup>(89)</sup>、【事例4】の龍鳳場(石門塘)が一句のうち一・四・七の三日<sup>(91)</sup>、それぞれ市を開くこととなっている。倉持氏によれば、四川の場市はその殆どが十日間に三回開くことになっているとされており<sup>(92)</sup>、清代後期の南部県もその例に漏れなかった<sup>(93)</sup>。隣接する場市の集期との関係は【事例4】において知ることができるが、建興場が一句のうち二・五・九、青獅場が同じく二・五・八、蹶埡廟が同じく三・六・十の三日それぞれ開市するのに対して、新設する龍鳳場は前述のように一・四・七の三日開市すると申告されており<sup>(94)</sup>、隣接するどの場市とも集期が重複しないように調整されている。これは、前掲した【事例4―1】の知県の批に「不准另行設場、以杜爭競」とあり<sup>(95)</sup>、また、【事例7―1】では近接した場市同士の集期が重なっていたため争いになっている<sup>(96)</sup>ことから見て、場市同士の競争を避け、各場市を周る商人や客らの便宜を図ったと思われる。

## (3) 場市からの収入とその使途

場市を経営することによって、如何なる収入が設立者らにあったのだろうか。【事例4―1】には、龍鳳場凡そ舖房一間を建修し、毎年止だ地租錢二百文を認ずるのみにして、均しく異言無し。とあり<sup>(97)</sup>、場市の施設である店房の地代として年間二百文を徴収しており、また、【事例6―4】においても、場市の房租を土地主の仏庵の住持が徴収している<sup>(98)</sup>。商行為を行う場所、それも屋根のある「みせ」(店房)を貸しているの



だから、その貸し賃を徴収することは当然であろう。

【事例4—1】では、さらに、

毎月逢一・四・逢十〔七〕等の日に逢う毎に場に集まり、工を請いて經理せしめ、斗市は粮一斗毎に止だ錢四文を取りて、以つて經理の食費と作すのみにして、額外需索して別に事端を生ずるを得ず。

とあり〔99〕、「斗市」という行用を、穀物取り引き量一斗ごとに銅錢四文徴収し、場市管理を実際に担当する人間の労賃（「食費」）に充てている。この人間は、加藤氏のいう「斗秤人役」であり〔100〕、場頭・客総のもとで、実際に場市に出向き、斗や秤（県の認可を受けた場合には、県衙門から給付されたそれ）を管理し、取引の当事者が売買した商品の計量に訪れると、それを計量した上で、その量に応じた斗市を徴収したものと考えられる〔101〕。【事例6—3】に見える、莫應元・殷懷先らに襲撃され毆る蹴るの暴行を受けた「工人袁朝保」もこれに当たると思われる〔102〕。【事例6】においてなぜこのような暴力事件が起こったかという点、第一節で概述したように斗市の分配に争いが起こったからである。そもそも、【事例6】の永定場という場市は、【事例6—4】の僧普寛の供述に、

小僧人削髮して、永興菴にて梵猷し、這の永定場に場市を建設するに、是れ永興菴の常土にして、其の房租及び斗市は僧の經收に歸せり。

とある〔103〕ように、永興菴の「常土」で開催されており、元來、永興菴を営む費用にするという名目で住持普寛が斗市を徴収していたが、同じく、何青揚・戴朝盛・王玉欽・莫仕一（益）の供述に、

這の永定場は永興菴の常土に係る。早年永定場の斗市、永興菴住持の經收に歸するも、殷懷先們、永定場の文・武・火神廟宇を建修するに因り、殷懷先們、盡即斗市を將つて鯨吞せば、永興菴の廟宇傾頽する有り。小的們、廟宇を補修し、斗市を將つて贖回し永興菴廟宇を培修せんとするも、殷懷先們抗いて贖還せざる有り。是れ小的們纔に來案して告せり。

とある〔104〕ように、その後、場頭莫應元・殷懷先らが永定場に文・武・火神廟を建てるという理由で、それを徴収する

ようになり、永興菴に回されてこなくなつた。文・武・火神廟の完成後も、莫應元らが斗市の徴収を続行したため、道光一七年（一八三七）七月三日に普寛らが告訴した。それに対して知県は、一六日に一旦、莫應元らを解任し<sup>(95)</sup>、斗市については、【事例6—5】の生員らの供述に、

問いて韓邦平・王多吉・賈文炳・賈宗勳・丁基盛の全に供せるを抛くるに「這の永定場の斗市、殷懷先們的斗市を霸吞するを被れること、是れ生員們、案に就きて其れ稟せり。訊断を蒙りたるに、永定場の斗市もて均しく三分に剖ち、一分をして永興菴の住持に歸し、一分をして客總に歸し、一分をして義學に歸し、各の日期に照して斗市を經收せしめ、混乱するを得ざらしめらる。小的、断に遵うこと、就<sup>ま</sup>是なり」とあり。

とある<sup>(96)</sup>ように、その後二八日までの間に、義學を創立しようとしている生員らを加えて三者で均分するように<sup>(97)</sup>命じている。

南部県内の市場において行用を徴収した例として、一般の場市ではないが、棉花市の例がある。盤龍驛王爺廟では棉花市が開催されており、【事例12】に、王爺廟の住持の言葉として、

僧の炭秤を經管するに至りては、月毎に官炭二斗を上る。又廟内の棉花市にて取行して焚献する有るも、乃ち僧、管理すること多年、並べて混乱する無し。

とあり<sup>(98)</sup>、王爺廟という寺廟の運営費のために廟内の棉花市からの行用と「炭秤」からの収入が利用されている。「炭秤」とはおそらく炭を売買ったとき、その取引量を計量し、前述の斗市のように取引量に応じて手数料を取る秤および権限を指すと思われるが、棉花市の行用や「炭秤」など商取引を契機とした収入の一部を、官に供出する一方、寺廟の運営費に使用していたのである。これは、【事例6】に非常に類似した例といえるだろう。

これらの事例で注目されるのは、行用を市場経営の費用に用いるのではなく、寺廟の創建や修理、義學の創立など別事業のために使用していることである。第二節第三項で言及したように、南部県の一般場市において斗市などの行用を徴収することは通常認められていない。特別な理由があつて初めてそれは県衙門に承認されるのであり、寺廟の修築・

運営や義字の設置、祭り開催のための物的負担などの目的は、それに十分見合う公的な理由であると当時南部県では見なされていたといえるだろう。

本項で検討してきたところによれば、場頭・客総・地主らが場市から得る収入としてはその店房あるいは地所の賃貸料と、商取引を契機として徴収される斗市をはじめとする行用があった。ただし、行用の徴収は、南部県の一般場市において、何らかの公的な目的が無ければ許されないものであった。すなわち档案を見る限りにおいて——すなわち公認された収入源を見る限りにおいて、場市の管理者たちが得る収入はそう多くはなかったといえるかもしれない。なお行用として徴収された資金の使途には、ここで述べたもの以外にも、「炭秤」からの収入の一部が官に供出されているように、地方政府に供出する「差務」があるが、それについては次節で検討する。

#### 四 設立後の場市と県衙門

以上、本稿で検討してきたように、場市を設立するためには設立者らが県衙門に申請し、その認可を受ける必要があり、そうして初めて公的に正式な発足を場市は迎える。設立時には示諭を掲示し、県衙門の権威を借りることにより、場市の治安維持はより容易になり、升斗ま+や秤をもらい受け、度量衡の明確化を図ることにより、公正な取引を保障した。そのようなものを場頭らに給付するということは、【事例4—7】に、

此を據たけ、批示を呈し、並びに斗秤・牌棍を給發するを除くの外、合まに示を出だして曉諭するを行うべし。此が為、該場の場頭・居民・舖戸・買賣人等に示仰して知悉せしめ、嗣後、買賣は一切務めて須らく給發したる較準せる斗秤を遵用し、公平に交易し、強を以つて弱を凌ぎ、衆を以つて寡を欺くを許す母かるべし。

とある<sup>(99)</sup>ように、県衙門も公正で安定した場市運営、ひいてはその地域の秩序・治安の維持を場頭たちに期待してい

たのであった。したがって、場市の設立後も、折に触れてこれを命ずることとなる。例えば、光緒六年（一八八〇）二月の提督学政の県域通過に際して、

照らし得たるに、學憲、保棚にて試験り、潼棚を按考せらるれば、應に縣属の柳邊駟に由りて經過せらるべし。合まに示を出だして曉諭するを行い、此が為に該處の場頭・各總・約・保より以つて茶肆・酒店・舖戸に及ぶまで一切の買賣人等に示仰して知悉せしめ、一えに差事の到境するを俟ち、務めて須く公平に交易し、任意に勒索して市價を高抬するを許す勿かるべし。倘し敢えて故こゝろに違えば、一經查出し、定めて即ち重究して貸ゆるさじ。

とある<sup>(9)</sup>ように、学校試に關わる提督学政の県内通過に際し、県内の商行為に問題が生じないよう、総保正・郷約・保正などと並んで場頭にも商秩序の維持が命ぜられている。

右で述べた提督学政のような省の上層部の地方巡察や県域通過などの場合、場頭らは治安の維持以外にも別の仕事を県衙門から命ぜられている。【事例10—1】の、光緒六年（一八八〇）九月の総督の県内通過に際して出された簽に、

欽加同知升銜署理保甯府南部縣事・即補縣正堂劉、該役に簽仰し、縣屬の新鎮壩に前往し、即ち場頭・客總に催して精壯なる人夫四十名を雇募し、縣城に齊集し、督憲の過境を聽候し、以つて支應を便ならしむ。所有夫價錢文、均しく本縣由り價に照らして發給し、民間を分文も累さず。該場頭等務めて須らく辦理妥善にして、故に托して推諉して遅延するを得る母かるべし。

とあり<sup>(10)</sup>、新鎮壩という場市の場頭・客總に人夫の調達を命ぜられている。また同じ折りの総督の県内通過に際して、【事例10—2】に、

欽加同知升銜署理保甯府南部縣事・即補縣正堂劉、該役に簽仰して前去し、速かに富村驛・大橋場・柳邊驛・東壩場、該處場頭・客總人等に催して、即ち支應せる大差の繕夫・措夫・草料等の項を將つて、準備して数を足らしめ、聽候せしむ。該場頭等、務めて須らく辦理妥善し、時に臨んで短少して貽誤するを得る母かるべし。

とあり<sup>(11)</sup>、富村駅・大橋場・柳邊驛・東壩場の場頭らが人夫・草料などの調達を命ぜられている。これら地方政府か

ら課せられる物資・労働力の負担を「差務」という<sup>⑤</sup>。物資の負担としては、既述した事例以外にも、南部県内の各場の場頭に木枷・鉄縄が割り付けられて負担させられた事例が【事例9—1】【事例9—2】<sup>⑥</sup>にある。また、山本進氏が「四川全省から見れば、最大の差務は駅站到付随した『夫馬』であり、それらは糧戸に按糧攤派されていた」と述べられている<sup>⑦</sup>。夫馬については、【事例6—3】にも、

蟻等首と為りて、差務を支應し、今の八月の間に於いて兵差過境するに因り、恩差の場に至る有り、伊に駄騾三匹を等給するを要し、蟻等一時に措齊す。

とあり<sup>⑧</sup>、軍事行動に際して荷運びの騾馬が必要となり、それを永定場の客総等が調達して取りそろえている。また、【事例11】に、

又査するに、汎署に歴來向るより夫馬の漏規有り、毎年四・七・十の三箇月、査場すること三次、每次、各場夫馬錢を收受し、毎年三次にして、敝、夫馬錢壹千串を收するの譜を約するに係る。敝汎、光緒六年四月二十四日に到任してより、檔案を檢査し、即ち知りて査場し、夫馬を需索するを准さざれば、營中已に去年十一月に於いて、前縣の移有したる督憲の札飭して嚴禁せるの文を准く。敝汎到任の後、出外査場を経ると雖も、未だ敢えて地方に向いて夫馬を需索せず。現在官價既已に遵照して裁去し、其の夫馬の漏規、敝汎も亦た自ら裁革を行い、以つて郷場に累派するを免れしむるを願う。

とあり<sup>⑨</sup>、光緒六年（一八八〇）まで、毎年銅錢一千貫に及ぶ夫馬錢の徴収が場市に対して行われていた。

これら場市に対する差務の賦課に関しては前掲の【事例6】にも関連する記述がある。前節で述べたように、道光七月二八日頃、斗市の三者均分を命ぜられたが、その際の場頭・客総らの言葉に、

恩断に沐するに、斗市をして三股均分せしめられ、其の蟻等來往の客商以及公務の差事を支應すること、分つ所一股にして、義学は一股を分ち、和尚は一股を分つ。

とあり<sup>⑩</sup>、行用である斗市を「差務」負担の元手とすると書かれている。その後、場頭・客総の就任辞退など若干の混

乱があつた<sup>10)</sup>後、八月一日に関係人員の訊問があり、その日のうちに、【事例6—6】に、

今審断に沐するに、永定場の斗市をして、毎月初一日より初七日に至りて止むに於いては、住持の經收に歸し、初八日より二十三日至りて止むまで、場總の經收に歸し、毎月二十四日より三十日に至りて止むに於いては、義學の經收に歸し、各の日期を管し、異外して非を滋くするを得ざらしめらる。

とある<sup>11)</sup>ように、僧普寛が七日間、場頭・客総らが一六日間、生員らが七日間それぞれ斗市を徵收するように改定され、場総らの取り分が拡大されている。その際、【事例6—7】の客総陳文元・何盛朝・戴朝順・莫仕益らが知果に提出した認状には、

蟻<sup>あぎ</sup>等當堂して認じ得たるに、永定場の客總凡そ差務に遇えば力を竭くして承辦し、兼ねて外来の匪徒は嚴密に稽查し、非を滋くするを得ざらしむ。蟻<sup>あぎ</sup>等、認状を具すこと是れ實なり。

とある<sup>12)</sup>ように、差務への尽力を第一に表明している。

その後、道光二二年（一八四二）正月、永興菴の「山主」であつた莫仕玉が、道光一七年（一八三七）には対立していたはずの殷懷先らと組んで義学分の斗市を手に入れようとしたことにより、また争いが起こつた。しかし、五月になつて、それまで義学分を徵收していた生員らが、これ以上、自分らに場市で斗市を徵收する力はないとして、その義学分の斗市を「入公」するよう県衙門に申し出たところ、知果は結局、それを場頭・客総らに与え、一ヶ月のうち二三日分の斗市を場頭・客総が徵收することにしてしまつてゐる<sup>13)</sup>。

ここで見られる県衙門の姿勢は、一貫して、場頭・客総らの取り分を拡大していこうとする姿勢である。場頭・客総らは場市に課せられる差務を負担する主体であり、彼らの斗市徵收日数が拡大するように改定されたということは、差務を負担するものの取り分が拡大するように改変されたことである。この斗市という行用と差務の関係について、当時の知果は、【事例6—9】の批において、「該處の斗張、原り差務を支應する為に設く」といい<sup>14)</sup>、前節で言及したように、この永定場の斗市は元來、永興菴經營の財源として設定されたものであるにも関わらず、「差務を引き受ける

ために吐露せられた」としている。これは事実をすり替えているというより、梶衛門が斗市の徴収を許可していた意図を正直に吐露しているというべきであろう。

梶衛門のこうした差務負担者重視の姿勢は他の事例にも見られる。【事例7】は、近接する二場市の間で争いが起り、旧来の劣勢な場市金寶場の場頭王朝聰が新設で優勢な場市元山場の場頭何中瑄らを「場市の私設」として訴えた事例であるが、王朝聰は、何中瑄らを「場市を私設し」「斗市を私設し、行用を重取し、霸道を横行す」(125)、「何中瑄等の、勢に仗り刁悪し、私に外匪に通じ、常に來りて滋擾するを被る」(126)などと告発しておきながら、結局は、【事例7—3】に、

蟻等控したる後、伊等具呈して示を請い、支差を認充し、且つ蟻等老弱家貧にして、以つて敵と為し難く、新場(金寶場側の新場)の舖房未だ修せず、人の趕集する無くんば、差徭を悞らんことを恐るれども、其の責を辭し難し。是を以て恩を懇い、何中瑄等に飭して具結して差務を支應するを認充せしめられんことを祈る。

とある(126)ように、論調が弱腰となり、【事例7—5】の結状には、

蟻それがしの金寶場、已に舖房の倒塌するを經、人の趕集する無く、兼ねて又た年老い力弱く、恐らくは公事を悞らん。既に元山子、舖房を修造し、現在趕集するに係る。懇くば何中瑄等に飭して認充の結状を投具し、差務を支應せしめられんことを。蟻それがし、示を繳し責を辭するを甘願し、具結す。是れ實なり。

とあり、最終的には自分は年老い力もないので、「公事」を誤る恐れがあるという理由で、何中瑄らに、差務の引き受けを確約する旨の結状を出させ、差務の負担を保証させることによつてそれらの場市を公認してほしいとの結状を出すに至る。知梶はそれに対して「辭退を准す。所有原領したる論帖、着即呈繳せよ」と批し(127)、実にすんなりと承認している。つまり、古い場市の負担してきた差務を新しい場市に付け替えることにより、古い場市の場頭としては負担の重い差務を回避して他に転嫁することができたのであり、梶衛門としても、安定的に差務を負担し続けてくれる有力な場頭を新たに確保することができた訳である。これから見れば、梶衛門は、場市の私設という罪を取り上げて処罰するよ

りも、差務の確保の方を優先して決着させたといえるだろう。

【事例8】もやはり差務の支応を問題としている。第一節で前述したようにこの事例は蓬州との県境を挟んで近処に並立する二つの場市の場頭らが争い、互いに相手の場市を打ち壊すなどして告訴した事件である。新鎮壩に所在する南部県分県衙門の牒文に引用された、南部県側に位置する鮮店子という場市の場頭田文耀らの稟には、

民等の鮮店子、蓬邑と地土連界し、上は保寧に通じ、下は綏定等の處に通ずる孔道なり。早年示を請いて場を興し、斗張を設立して、米糧を打取し勺用して、各衙門の差務並びに文武聖廟の焚献を支應す。毎年、首事を公議し經理せしめて、歴來異なる無し。

とあり、斗市を徴収して、その資金を、各衙門からの差務への対応と文武聖廟の運営に使用してきたと言っている。その一方で、この後段では、相手方の場頭たちを攻撃して、

伊の店、反つて升斗を私置し攔截過僧して用を取りて私に入れ、兼ねて米糧の挑販を阻滞し、鮮店市口に担運するを許さず、民等の差務を措踏して着する無からしむ。

といい、相手方は、公定の升斗を使用せず、行用を徴収しておきながら自らの懐に入れ、さらには、自分らの差務の実行を阻んでいと訴えている。これに対して分県衙門は、

竊、うに、該市、上下の通衢にして、第だに早年市を請い斗を設くるのみならず、各衙の公務をも支應す。況んや例として早くに塘兵を設け、各路の星急なる公文を傳送す。若し稟もて縣に牒されんことを請懇せざれば、伊の滅市に怙り、將來豈獨に差務に着する莫きのみならんや。蓬〔邑〕に塘移せる公文も、道を碍げられ通じ難くんば、干係、小に非ざらん。

と述べ、差務という経済的負担に十分応じられなくなるだけでなく、公文の伝達にも支障を来すと指摘している。このように、場市をめぐる訴訟を起こす場合、自分らは差務を十分に果たしているのに対して相手は差務を果たしていない、あるいは当方の差務を阻害していると訴え、差務を中心にして議論が展開していく。一般の場市ではなく、猪市



の場合でも、【事例13】の猪行何鍾鳳らの稟状に、

早年より趙驪子・趙五子・李昌喜・滿建成・李斌、南関外の鍋鋪嶺に在りて猪市を設立し、三・六・九日に逢う毎に赶集する有り、期毎に約そ三百餘の猪隻を買賣する有り、両家の賣價錢千毎に、伊等行用錢四十文を取る。伊等、焼猪を支應するに、分文も取らざるを承認す。我等、春秋二祭を承辦して、業に三載を経るも、毫かも違悞する無し。我等投充してより以來、伊等、我等に勒派して焼猪を幫給せしめ、隻毎に錢一百四十文を去せば、陸續として共に錢二十一千七百文を支せり。

とあり<sup>⑩</sup>、この猪市において売り上げ一〇〇〇文につき行用錢四〇文を徴収し、その一方で春秋の祭用の焼猪などを負担している。ここでも、祭りという公的な行事における物的負担と行用の徴収がセットになって語られている。しかし、この後段で、焼き豚の供給について衙門から費用が与えられていたことが判明し、その上で何鍾鳳は、

伊等、私に設けて擅まに行用を取りて侵蝕するも、並べて差徭を支應せず。

と述べ<sup>⑪</sup>、被告らが差務を全く引き受けていないことを訴え、勝手に設けた行用であろうが、それを徴収したからには県衙門の差務を引き受けるのは当然であるのにそれをしていないと不満を表明している。このように、行用を徴収するからにはそれ相応の差務の負担を引き受けるべきであるという通念が、官のみならず民にも強く保持されており、その中で、行用の徴収とセットになった差務の負担を巡って訴訟が展開されている。正税ではなく差務のような地方的徴収が比重を増していく清代後期の地方財政の状況下<sup>⑫</sup>において、場市における秩序・治安維持とともに、差務の安定的供給が県衙門による場市の公認、行用徴収公認の大きな動機となっていた。しかも、場市を管理するものにとつて秩序・治安の維持と差務の安定的な供給こそが重要であるという通念、あるいは県衙門がそのように判断しているという認識は民間にも浸透し保持されていたのである。

以上のように、県衙門は場市の秩序・治安・風紀の維持を場頭・客総らに期待するとともに、差務を引き受け、その資金や労働力を供出していく存在として、場市を重視しており、それを安定的に担える人物・集団に場市の経営・管理

をゆだねる傾向があったといえるだろう。

最後に、秩序・治安維持、差務の安定的供給以外に、場市に求められた重要な役割を一つ付け加えておきたい。【事例7—4】中の北路総保正何炳靈の供述に、

文生是れ北路の總保正にして、練團の期に逢う毎に、甲内花戸の住居、場を離ること遠駕なるに因り、多く齊わざる有り。附近の何中瑄們商議して、他の居の近く元山子に在りて舖房を建造し、場市を興設する有れば、凡そ趕集に遇うごとに練團し、以つて來往を便にす。

とあり、市が立つ集期にあわせて団練の訓練を行い、場市の開設を団練に利用するということを述べている。これは、行政が郷村社会に浸透する結節点として場市を利用しようということである。確かに県衙門自身がこれを述べているわけではないが、場市が経済面における結節点だけではなく、また、秩序・治安の維持や差務の負担という面だけで行政と関わるのではなく、郷村社会と行政の結節点としての機能を持ち（あるいは持つ可能性を有し）、県の支配階級の一部である生員層もそれを認識していたことを表しているといえよう。

## おわりに

以上、『南部県档案』に見られる場市関連の一一件の事例を中心として、清代後期における四川省南部県の場市について検討してきたが、この検討に基づき、場市の生成から県衙門への申請・認可を経、場市設立後の県衙門の関与にいたる一つのモデルを提出して結びとしたい。

①散村の形態を基本とする四川省の郷村社会において、交通面における好適地であり、かつ幺店や寺廟その他の、その地点を特異点ならしめる施設が存在を契機とし、住居・商店のある程度の集中が発生する。

②その後のある時点で、その地点が周辺の場市からある程度距たった場合、そこでの商行為の利便性向上、更な

る活発化を意図し、その集落あるいは周辺に住む郷約・保正レベルの有力者、地主などが合議のうえ定期市を開設する（この時点では未認可、すなわち場市の私設の段階）。

③それ以降（②と同時も含む）のある時点で、官の権威を借りることにより治安維持・経営の安定・向上を図り、県衙門に、設立者の一部を場頭などとして推挙し、場市設立を申請する。

④県衙門はその申請を受け、調査・訊問するなどして他場市との距離、集期が妥当であり、不要な争いを生じないか、場頭・客総予定者らが治安・風紀を十分保持できるかなどを審査して認可を与え、示諭・牌棍・斗秤などを与える。県衙門から、場頭・客総が第一に期待されるのは公正な取引の保持、治安・風紀の維持であるが、それ以外にも、行政の結節点としての機能を生員など県の支配階級の一部から期待される場合もあった。

⑤その場市に何らかの公的な理由が存する場合、斗市などの行用を徴収することが認められる。ただし、県衙門の解釈としては、行用徴収の公認と差務の負担は相い対応する関係にあり、県衙門は、差務を負担させる対象として場市を見なし、それを安定的に果たす人物・集団に場市開設と斗市の徴収を許した。

つまり、場市とは郷村社会の必要性の中から生じ、そこにおける経済・行政両面の結節点ともなり得る存在であったが、県衙門が場市に持つ関心の中心は、外部の人間が流入する場市という空間の秩序・治安の維持と、差務の安定的な供給に、まずはあつたのである。

以上、『南部県档案』という地方档案を用い、農村市場について検討した。これは行政文書を用いた郷村社会の研究であり、従来の研究に比べて格段に詳細に知り得る部分があるとはいえ、実態との乖離もまたあり得る。この点については郷鎮志など別系統の史料と付き合わせて検討し、その差を埋めていく必要がある<sup>136</sup>が、史料的な問題があり、未だなしえていない<sup>136</sup>。今後の課題としたい。

## 註

- (1) 筆者が南充市档案館で係員から聞いた数に基づく。
- (2) 「細説清代」南部档案」四川省档案局ウエブ <http://www.scsdaj.gov.cn/141003/4368.aspx> (2003年) に於て。
- (3) 本研究は、唐澤靖彦立命館大学准教授を研究代表者とする平成一八年度～二〇年度科学研究費補助金基盤研究(B)「清代地方政府文書『南部県档案』の総合的調査・研究」(研究課題番号一八四〇一〇二五)の一環である(ただし、筆者が参加したのは平成一九年度・二〇年度)。二〇〇八年三月一日～二八日の第一回調査により三六件の文書を書写し、同年九月一日～一〇日の第二回調査で約一〇〇齣の文書の電子画像をダウンロードすることができた。
- (4) 定期市の設立申請に関する史料が『南部県档案』に含まれているのを最初に発見されたのは中島榮章氏である。このプロジェクトの予備調査のため、唐澤氏とともに南充市档案館を訪問された中島氏がこのうちの何件かの告訴状を発見され、経済関係の档案調査を分担した筆者がこの問題に関する史料収集を引き継いだ。
- (5) 加藤繁「一九二六」「唐宋の草市に就いて」『史学雑誌』三七一一(のち同「一九五二」)『支那経済史考證』上巻、東洋文庫に転載)、同「一九三三」「唐宋時代の草市及び其の發展」『市村博士古稀記念東洋史論叢』富山房(のち同「一九五二」に転載)、また清代農村における定期市について同「一九三六」「清代における村鎮の定期市」『東洋学報』二二二(のち同「一九五三」)『支那経済史考證』下巻、東洋文庫に転載)がある。
- (6) G・W・スキナー著、今井清一・中村哲夫・原田良雄訳「一九七九」『中国農村の市場・社会構造』法律文化社。
- (7) 斯波義信「宋代江南の村市と廟市」(同「一九六八」)『宋代商業史研究』風間書房、第四章第二節)。
- (8) 山根幸夫「一九六〇」『明清時代華北における定期市』『史論』八(山根「一九九五」第一章)、同「一九七七」『明・清初の華北の市集と紳士・豪民』『中山八郎教授頌寿記念明清史論叢』燎原書店(山根「一九九五」第二章)、同「一九七八」『明清時代華北市集の牙行』『星斌夫博士退官記念中国史論集』星博士退官記念事業会(山根「一九九五」第三章)、同「一九八五」『清代山東の市集と紳士層―曲阜息陬義集を中心として』『東洋学報』六六巻合併号、山根幸夫「一九九五」『明清華北定期市の研究』

清代後期、四川省南部県における場市の設立と県衙門(滝野)

汲古書院。

- (9) 石原潤「中国・河北省における定期市の展開」(石原潤「一九八七」『定期市の研究・機能と構造』名古屋大学出版会、第四章)、同「華中東部における市の展開」(同「一九八七」、第五章)。
- (10) 倉持徳一郎「一九五七」「四川の場市」『日本大学史学会研究彙報』第一輯。
- (11) 小島泰雄「二〇〇六」「四川農村における場鎮の成立」『神戸市外国語大学外国学研究所研究年報』四三。
- (12) また、加藤繁氏も、広東省の墟市の開設について道光『南海県志』の史料を引き、「墟市の開設及び廢止に際しては知縣に呈請することを要し、知縣は知府その他上司の裁可を得て之を認許すべきであつたことが窺い知られる」(前掲「加藤一九三六(一九五三)」)とされているが、その詳細については明らかにしておられない。
- (13) 『南部県档案』目録号02—案卷号00169—件号01—03 (画像フォルダ番号2—コマ番号0142—0144)。なお、以下これを02—00169—01—03 (画像2—0142—0144)と略す。
- (14) 04—00213—01・02 (複写を入手したため、画像番号不明)。
- (15) 04—00214—01・02 (同右)。
- (16) 04—00220—01—07 (画像4—0663—0673)。
- (17) 07—00117—01・02 (画像14—0260—0262)。
- (18) 04—00212—06—17 (画像4—0556—0573) および04—00219—05 (画像4—0650—0653)。なお04—00219—05の文書には日付の記載がないが、電子目録によれば、道光二十一年五月十九日付となっている。
- (19) 05—00279—04—13 (画像7—1546—1563)。
- (20) 07—00759—01—05 (画像19—0430—0437)。
- (21) 06—00103—01・02 (画像8—1328—1331) および06—00120—01・02 (画像9—0146・0147)。
- (22) 08—00022—01—03 (画像20—0263—0266)。

- (23) 08—00021—01 (画像20—0253～0254)
- (24) なお、これら以外にも関連する事例として棉花市に関するものと猪市に関するものがある。これらをそれぞれ【事例12】と【事例13】として扱う。
- (25) 【事例1—1】02—00169—01・02 (画像2—0142～0143) 呈文。【事例1—2】02—00169—03 (画像2—0144) 認状。なお【事例〇—〇】は、史料取り扱いの便宜上から引用者が事例番号と文件番号を組み合わせてつくった番号である。
- (26) 【事例5—1】07—00117—01 (画像14—0260) 票。
- (27) 【事例2—1】04—00213—01 稟状に「稟呈人杜文富年四十九歳・梁仕鐸年六十九歳・白先貴年四十歳・李含福年四十四歳・劉仕舉年四十歳・蘇得才年六十二歳」、【事例4—1】04—00220—01 (画像4—0663～0665) 懇状に「懇状人」(楊先堯年四十八歳)、「蘇友徳年三十八歳」、張文斌年四十四歳、抱告蘇文(楷)三十歳、趙大吉六十歳、王開第三十六歳」とあり、【事例4—2】04—00220—02 (画像4—0666～0668) 再懇に「懇状人楊先堯年四十八歳、蘇友徳年三十八歳、張文斌年四十四歳、抱告蘇文楷三十歳、趙大吉六十歳、王開第三十六歳」とある。
- (28) 【事例2—1】04—00213—01 稟状に「蟻等齊集商議、不敢擅專衆議」とあり、また【事例2—2】04—00213—02 稟状に「蟻等協同境地人等商議」とある。
- (29) 前掲「山根一九七七(一九九五)」。
- (30) 【事例7—2】05—00279—05 (画像—1549・補0252) 稟状の冒頭に「具稟。北路文生・總保正何炳靈、為稟請示諭事」とある。なお、この申請には定型の用紙(野線や禁止事項などを藍色で印刷したもの)が用いられておらず、かなり急いで書類が作成されたことが推測される。おそらく、金寶場側の告訴を知った元山場側が対抗上、至急生員に書かせたものであろう。したがって、書類作成に秀で社会的地位の高い生員が申請者として敢えて選ばれた可能性もある。
- (31) 【事例1—1】02—00169—01・02 (画像2—0142～0143) 呈文。【事例1—2】02—00169—03 (画像2—0144) 認状。
- (32) 【事例4—9】04—00220—06 (画像4—0672) 供状。

清代後期、四川省南部県における場市の設立と県衙門(滝野)

- (33) 「抱告」とは、申告・告訴の介添人を表すと思われる。
- (34) 【事例4—1】04—00220—01（画像4—0663—0665）懇状に「蟻等有不實之責、蟻等籌議場頭楊先堯・蘇友徳・張文斌、客總蘇文楮・趙大吉・王開第、經理場市、盤詰匪類、有專責成」とある。
- (35) 【事例2—2】04—00213—02稟狀冒頭に「稟、場總杜文富五十歳・梁希觀五十二歳」とある。
- (36) 【事例6—2】04—00212—06（画像04—0553—0555）稟状に「稟状、場頭莫應元・場頭陳文元・場頭孝國才・陳瑞林・李泰然・殷懷先・陳萬備・何盛朝」と場頭を使用している一方で「蟻等又投通結状、充當場總、支應差事」ともある。
- (37) 『清代巴県档案匯編（乾隆卷）』二〇五頁所載、乾隆三十六年十二月初八日巴県正堂執照に、「為給照事。據陶家場客民劉發梁認充客長前來。據此、合行給照」とあり、客民劉發梁を客長に任命している。また、乾隆三十六年三月初八日廉里四甲王凌雲簽呈（『清代巴県档案匯編（乾隆卷）』二〇三頁）には、「緣去年沐恩賞照准蟻承充甲内冷水埕場客長、蟻遵充至今、應不敢瀆。但蟻籍隸江西、來治冷水場、開鋪營生、已經三載」とあり、この時に客長を引退する王凌雲が、この冷水埕場で三年間店を開いていた江西籍の客商であると書かれている。
- (38) 【事例4—1】04—00220—01（画像4—0663—0665）懇状「蟻等籌議場頭楊先堯・蘇友徳・張文斌、客總蘇文楮・趙大吉・王開第、經理場市、盤詰匪類、有專責成」。
- (39) 【事例4—9】04—00220—06（画像4—0672）供状「令小的們議立場頭・客總」。
- (40) 乾隆三十四年三月十五日廉里三甲鄉約黃兆之等稟状（『清代巴県档案匯編（乾隆卷）』二〇二頁、『清代乾嘉道巴県档案選編下』二九九頁）
- 廉里三甲鄉約黃兆之・地主冉弘道為簽舉場頭・客長、懇給照充事。情、蟻甲内安鳳場居民二十余家、俱開鋪塩茶・雜貨・屠猪生理。均有執業、無場頭・客長、公事是非、無人承辦稽查。蟻係鄉約、不敢隱諱。理合簽舉場頭・客長認辦場内事務。是以協同場民公議、周旭万為人老成、承充場頭、謝明睿正直端方、堪充客長。懇恩賞准給照充當、并祈賞示曉諭、俾辦公得人、責成有專、闔場均沾。上稟、伏乞太爺台前賞准施行。

臬正堂批「准簽、不必出示」。

- (41) 乾隆三十四年三月二十九日巴縣簽充場頭・客長執照（『清代巴縣檔案匯編（乾隆卷）』二〇二頁、『清代乾嘉道巴縣檔案選編下』二九九頁）。

為給照事。本年三月十五日、據廉里三甲周旭万認充場頭、謝明睿客長、直里五甲鍾錦上認充客長、鄭君揚認充保長前來。除驗准外、合行給照。為此、照給周旭万・謝明睿・鍾錦上・鄭君揚收執。嗣後、凡遇場內公事、務須協同鄉約勤慎辦理、仍不時稽查囑嘈・匪類・娼妓・賭博・私宰私鑄・邪教端公、以及外來剪絡擢白・面生可疑之人、許尔密稟本臬、以凭重究。倘敢循庇容隱、一經查出、決不姑寬。凜之慎之、毋違。須至執照者。右照給場頭周旭万・（客長）謝明睿・客長鍾錦上・保長鄭君揚准此。

- (42) 【事例 4—1】04—00220—01（画像4—0663—0665）懇狀「懇狀人楊先堯年四十八歲、蘇友德年三十八歲、張文斌年四十四歲、抱告蘇文楷三十歲、趙大吉六十歲、王開第三十六歲、住宣化鄉十甲、地名石門塘更名龍鳳場、離城九十里、為錄批再陳懇祈賞准事。……道光二十二年十一月廿六日具。特授四川保寧府南部縣正堂・加三級・紀錄十二次王批『查該處附近場市不少、並不寬遠、儘可買賣、不准另行設場、以杜爭競』」。

- (43) 【事例 4—2】04—00220—02（画像4—0666—0668）再懇「懇狀人楊先堯年四十八歲、蘇友德年三十八歲、張文斌年四十四歲、抱告蘇文楷三十歲、趙大吉六十歲、王開第三十六歲、住宣化鄉十甲、地名石門塘更名龍鳳場、離城九十里、為錄批再陳懇祈賞准事」。

- (44) 【事例 4—3】04—00220—03（画像—0669）票稿「案據宣化鄉民人楊先堯等懇設場分一案、據此、合行勘喚、為此票差該書役前去、勘明石門塘、果否向有腰店數間、買賣糧食、併查附近各場相距石門塘若干里數、各場係何日期趕集。該書據實呈覆、併該役將票內人証逐一喚齊、依限隨票赴縣、以憑訊奪」。

- (45) 【事例 4—4】04—00220—04（画像—0670）覆稟「情、今十一月三十日楊先堯等懇設場分一案、蒙恩票差書、遵即前往石門塘、勘得該處原係古跡塘口之地、向有腰店、又陸續新修草房、共三十四間。查該處離建興場四十餘里許、每逢二・五・九日趕集、

清代後期、四川省南部県における場市の設立と梟衙門（滝野）



離青獅場四十五里許、逢二・五・八日趕集、隔躡坵廟三十五里許、逢三・六・十日趕集。其石門塘每逢一・四・七原在買賣食糧等物、而鄉民早經在此貿易」。

- (46) 【事例4—5】04—00220—05 (画像1—0671) 点名単によれば、六人の原告(原懇)が召喚されたが、三人が欠席し(点名単では人名の下に「不到」と注記されている)、実際に衙門に出頭したのは楊先堯・蘇文樞・王開第の三人のみである。その供述の内容は、【事例4—6】04—00220—06 (画像4—0672) 供状にある。

- (47) 後掲註(109)【事例4—7】04—00220—07 (画像4—0673) 示論稿参照。

- (48) 【事例1—1】02—00169—01・02 (画像2—0142—0143) 呈文、【事例1—2】02—00169—03 (画像2—0144) 認状。

- (49) 【事例2—2】04—00213—02 稟状「今三月初五日蒙批『此事自前往批示後迄今未據覆稟、該場曾否開設、係何場名、每月如何集期、應俟具稟到日、再候查核』。【事例3—1】04—00214—01 懇状「署四川保寧府南部縣事即用縣正堂加五級紀錄十次」駱批『尔等雖係宣化四甲農民、第住處係何地名、前後左右、於何處鄉場相連通路、今請設市無從察核、着即查明另稟、再候示遵』。

- (50) 【事例5—1】07—00117—01 (画像14—0260) 票「據此、合行差傳、為此稟仰該書前去、速傳原稟保正王大吉・鄉約陳文伸・牌頭冉思明・甲長楊映文・民人何文相、逐一傳齊口縣、投具認状、以憑出示曉諭」および【事例5—2】07—00117—02 (画像14—0261—0262) 示論稿。

- (51) 【事例4—4】04—00220—04 (画像4—0670) 覆稟の冒頭に「具稟。禮書何紹虞、為勘明稟覆事」とある。

- (52) 【事例4—7】04—00220—07 (画像4—0673) 示論稿の末尾に「禮房呈稿」とある。

- (53) 前掲「山根一九七七(一九九五)」。

- (54) 県衙門が南部県内各場の場頭に木枷・鉄繩を割り付けた、後掲註(114)【事例9】の档案を作成したのは工房であり、また、人の夫の調達を場頭に命じた【事例10】の档案を作成したのは兵房であった(【事例10—1】08—00022—01 (画像20—0263—0264) 簽末尾に「光緒六年九月廿九日兵房呈」とある。【事例10—2】も同様)。これから考えれば、山根氏が「山根一九七七(一九九五)」で根拠とされた史料は商税の史料であったが故に戸房が管轄していたのであって、一つの房が優越して市集を管轄するこ

とはなく、業務によつてそれぞれ異なる部署が担当していたのではないかと思われる。

(55) 【事例1—1】02—00169—01・02 (画像2—0142～0143) 呈文「蟻宣化郷三甲地名黒水潭、僻野窮村、人烟稠密、但市集遠、寫、塩・茶・油・烟、及農具・襪物、甚至取易不便、苦於遠涉」。

(56) 【事例2—1】04—00213—01稟狀「蟻等四方人等、以四面場市寫遠、就近在店買賣糶糶」。

(57) 【事例2—2】04—00213—02稟狀「縁蟻等附近無有場市、而油塩米粮不便買賣。故蟻等協同境地人等商議、在附近觀子埡設一場市、取名興隆場、議令每月一四七集場、以便買賣油・塩・米粮」。

(58) 【事例4—1】04—00220—01 (画像4—0663～0665) 懇狀「蟻等所居、皆離各處場市寫遠、買賣米粮・油・塩・農器等件不便」。

(59) このように、一般の場市が日用品の売買を行う市場であるという点は、加藤氏・倉持氏の先行研究と矛盾せず、南部県においても成り立つことが確認される。「加藤一九三六(一九五三)」「倉持一九五八」参照。

(60) 【事例2—2】04—00213—02稟狀「並未設有牛・馬・猪市所取行用」。

(61) 『南部県档案』の中では、註(24)で言及したように、一般の場市以外に棉花市・猪市の訴訟事例が見られる。これらについては後述する。

(62) ただし【事例3—1】04—00214—01懇狀には「因有食粮以及小畜等件、離各場寫遠、買賣不便、蟻等協同商議、在蟻等附近修立店子、設一場市、名曰義和場」とあり、場市で「小畜」を売買すると述べている。恐らく牛・馬・豚は「小畜」に含めないということであろう。豚が「小畜」に含まれる可能性はあるが、牛馬の売買には課税されていた(「加藤一九三六(一九五三)」にある「牛驢税銀」)ので、少なくとも牛馬は区別されていたはずである。

(63) 【事例4—9】04—00220—06 (画像4—0672) 供狀「今蒙法審斷、……令小的們議立場頭・客總稽查外来匪徒、嚴拏送案究治、併嚴禁無恥婦女趕場食酒滋非。倘有外来匪徒入境、婦女趕場滋鬧、惟小的們是究小的們遵斷辦理」。

(64) 引用文中の□や?・ママ・「」は不明の字を示す。□は全く判読不能のもの、?は判読が難しく疑問が残るもの、ママは字は確かにそう書いてあるが、意味が通らないもの、「」は、他の同種の文章やその文の文脈から推定できたものをそれぞれ示す。

清代後期、四川省南部県における場市の設立と県衙門(滝野)

以下同じ。

- (65) 【事例 5—2】 07—00117—02 (画像 14—0261—0262) 示諭稿「嗣至每逢集期、□派場頭人經理、務須公平交易、不得欺壓貧民。倘有外來匪徒入場絡竊、以及酗酒・打架・窩賭・窩娼・惡丐・估討及□□、許爾等立即扭稟來案、以憑盡法懲治、不得受賄容隱徇袒護、致干研究」。
- (66) 原文は「舖房」。商品を陳列できる何らかの建物であると思われる。【事例 3—1】に見える「店子」も含めて、これらを仮に「店房」と訳すこととする。
- (67) 【事例 4—1】 04—00220—01 (画像 4—0663—0665) 懇狀「故蟻等衆姓會同商議、在石門塘建修舖房、興設場市、更名龍鳳場、便民通商。每逢每月逢一・四・逢十〔七〕等日集場、請工經理、斗市每糧一斗止取錢四文、以作經理食費、額外不得需索另生事端。而龍鳳場凡建修舖房一間、每年止認地租錢二百文、均無異言。……蟻等有不實之責」。
- (68) 【事例 2—1】 04—00213—01 稟狀「四川保寧府南部縣事候補縣正堂加□級紀錄□次柴批『准如稟、就近在觀子壩地方、興設場市、以便通融、可也』」。
- (69) 【事例 2—2】 04—00213—02 稟狀「緣蟻等附近無有場市、而油塩米糧不便買賣。故蟻等協同境地人等商議、在附近觀子壩設一場市、取名興隆場、議令每月一・四・七集場、以便買賣油・塩・米糧、並未設有牛・馬・猪市所取行用、去九月十三日稟請前任柴主、已沐批准、柴主卸事、尚未出示。茲蒙仁天批示甚明、蟻等為此晰稟、祈懇示禁」。
- (70) 【事例 1—1】 02—00169—01・02 (画像 2—0142—0143) 呈文。本稿第二節第一項參照。
- (71) 【事例 7—1】 05—00279—04 (画像 7—1546—1548) 告狀「詎中瑄等並未請示、離蟻等新場近處、私設場市」。【事例 7—2】 05—00279—05 (画像 7—1549・補 0252) 稟狀「因生甲內地土離場寫遠、有客總李逢朝、併場頭杜元宗・何榮宗等、同生商議新設元山場市、以通往來。今場以興齊未請示論、不敢私取行用。是以赴案懇請示諭」。
- (72) 原文は「匪類難免不至」。これを直訳すると、「匪賊が至らないことは免れ難い」となり、匪賊が場市に來ないこととなつて、全体の論旨と矛盾するので、「こゝでは「不」を除いて訓読した。

- (73) 「不実の責」とは、梟衙門の認可を得ないまま、この石門塘に場市を開設していたことを指す。
- (74) 【事例 4—1】 04—00220—01 (画像—0663—0665) 懇状「至於新設場市、匪類難免不至。未見仁恩示禁牌棍、目無法懼、恐滋禍端。蟻等有不實之責、蟻等籌議場頭楊先堯・蘇友徳・張文斌、客總蘇文楷・趙大吉・王開第、經理場市、盤詰匪類、有專責成。是以懇祈仁天賞給牌棍示禁・較準斗升、以儆匪類」。
- (75) 【事例 2—1】 04—00213—01 稟狀「蟻等附近觀子堦常土、地方大路、上通保都、下達順慶」。
- (76) 第二節第二項参照。
- (77) 【事例 4—4】 04—00220—04 (画像—0670) 覆稟「查該處離建興場四十餘里許、每逢二・五・九日趕集、離青獅場四十五里許、逢二・五・八日趕集、隔躍堦廟三十五里許、逢三・六・十日趕集」。
- (78) 【事例 3—2】 04—00214—02 再懇「蟻等吳家壩、上與大坪場通路相連、路隔六十里、下與建興場通路相連、路隔七十里、左與槐樹場通路相連、路隔五十里、右與萬年場通路相連、路隔五十里」。
- (79) 前掲「倉持一九五七」参照。
- (80) 前掲「加藤一九二六 (一九五二)」、[同一九三三 (一九五二)] 参照。
- (81) 【事例 2—1】 04—00213—01 稟狀「平昔該觀地方、有杜姓在此開設腰店。蟻等四方人等、以四面場市寫遠、就近在店買賣糶糶」。
- (82) 「腰店」とは「幺店」のことであるというのは、中島榮章氏のご教示による。「幺店 (ヤオディエン)」については「スキナー (今井・中村・原田訳) 一九七九」9 頁参照。なお、同頁でスキナーも、四川におけるいくつかの「標準市場」が幺店から成長したと述べている。
- (83) 【事例 4—2】 04—00220—02 (画像—0666—0668) 再懇「緣蟻等附近石門塘地方、乃古跡塘口之地、向有腰店數間、近因人烟漸密、舖戶日多、附近鄉民買賣糧食等物、早經在此貿易、甚覺相安」。
- (84) 前掲「小島二〇〇六」参照。
- (85) 【事例 2—1】 04—00213—01 稟狀「蟻等目睹其地、四面並無田園・蘆葦、可以興設場市」。

清代後期、四川省南部県における場市の設立と梟衙門 (滝野)

(86) この「集中地」とは「集落」と言い換えてもよいスケールの空間を指している。その家や商店がある程度集まった「集落」の中あるいは近辺の空き地や道端など、家や墓が無く、商品を並べても差し支えない場所です。市が開かれるのである。ただし、定期市が開かれるようになった後、以前からある玄店など常設の店舗が定期市に置き換わってしまうことを必ずしも意味しない。常設の店舗と定期市とが一つの集落のなかで併存している場合もあると考えられる。

(87) 前掲「小島二〇六」参照。

(88) 【事例6—4】04—00212—11(画像)—0563—0564) 供状では永興菴の住持僧普寛が「這永定場建設場市、是永興菴常土」と供述している。また、後掲の【事例9—1】【事例9—2】に列挙されている場市名には「——寺」や「——駅」というものが複数あり、これは寺廟や郵駅の存在が契機となつて形成された場市であろうと推測される。

(89) 【事例2—2】04—00213—02稟状「在附近觀子埡設一場市、取名興隆場、議令每月一・四・七集場」。

(90) 【事例3—2】04—00214—02再懇「蟻等協同在蟻等吳家壩、設一場市、更名義和場、毎月集期、議定二・五・八」。

(91) 【事例4—4】04—00220—04(画像4—0670) 覆稟「其石門塘每逢一・四・七原在買賣食糧等物」。

(92) 前掲「倉持一九五七」参照。

(93) 【事例13】05—00169—06(画像7—0073) 稟状に「在南関外鍋鋪嶺設立猪市、每逢三・六・九日趕集」とあり、南部県の猪市も一般の場市と同様に旬に三日開くこととなっている。

(94) 【事例4—4】04—00220—04(画像1—0670) 覆稟「查該處離建興場四十餘里許、每逢二・五・九日趕集、離青獅場四十五里許、逢二・五・八日趕集、隔躡埡廟三十五里許、逢三・六・十日趕集。其石門塘每逢一・四・七原在買賣食糧等物、而鄉民早經在此貿易」。

(95) 本稿第一節第二項参照。

(96) 【事例7—1】05—00279—04(画像7—1546—1548) 告状「何中瑄等 截佔蟻等新場趕集日期」。

(97) 【事例4—1】04—00220—01(画像4—0663—0665) 懇状「龍鳳場凡建修舖房一間、每年止認地租錢二百文、均無異言」。

- (98) 【事例6—4】04—00212—11 (画像4—0563～0564) 供状「問抛僧普寬供」小僧人削髮、永興菴焚獻、這永定場建設場市、是永興菴常士、其房租及斗市歸僧〔經〕收』。
- (99) 前掲註(67)【事例4—1】04—00220—01 (画像4—0663～0665) 懇狀参照。
- (100) 前掲「加藤一九三六(一九五二)」参照。
- (101) 山根氏は、市集において計量を行うのは斗秤行であり、農村の郷集において他の牙行がなくともこれだけはあつたとされている。「山根一九七八(一九九五)」が、今回扱った史料において一般場市に関しては牙行の記述はない(ただし、後述するように南部県城周辺で開催された猪市においては猪行に関する記述がある)。
- (102) 【事例6—3】04—00212—08 (画像4—0559～0560) 懇狀「於今八月間因兵差過境、有恩差至場、要等給伊駄驛三匹、蟻等一時措齊、突出陳文元・殷懷先・陳瑞林・陳萬倫・李清・李泰然・莫應元・莫大川・莫大品等、將該場升斗打毀、不許蟻等支應差務、將蟻等工人袁朝保抓担在地、拳足交加、毆袁朝保兩肋青傷、有何克昌等拖救、所以有誤仁恩公件」。
- (103) 前掲註(98)【事例6—4】04—00212—11 (画像4—0563～0564) 供狀参照。
- (104) 【事例6—4】04—00212—11 (画像4—0563～0564) 供狀「這永定場係永興菴常士。早年永定場斗市歸永興菴住持經收、因殷懷先們建修永定場文・武・火神廟宇、殷懷先們盡即將斗市鯨吞、有永興菴廟宇傾頽。小的們補修廟宇、將斗市贖回培修永興菴廟宇、有殷懷先們抗不贖還。是小的們纔來案告了」。
- (105) 同右および【事例6—1】04—00212—07 (画像04—0556～0558) 稟狀「蟻等附近永定場、設立以來、所議客總莫應元等共有八人為首、苛囑取行、四鄉人等忿憾已極。今七月初三日、被僧普寬將莫應元等呈稟、在案。已沐仁恩、於二十六日法審斷、將莫應元等革去、咏令生等另行稟報」。
- (106) 【事例6—5】04—00212—13 (画像4—0566～0567) 供狀「問抛韓邦平・王多吉・賈文炳・賈宗勳・丁基盛全供『這永定場斗市、被殷懷先們霸吞斗市、是生員們就案其稟了。蒙訊斷、永定場斗市均剖三分、一分歸於永興菴住持、一分歸於客總、一分歸於義學、各照日期經收斗市、不得混乱。小的遵斷、就是』」。

清代後期、四川省南部県における場市の設立と県衙門(滝野)

- (107) これを命じた正確な日付は不明。【事例6—2】04—00212—06 (画像04—0553—0555) 稟状には「三股均分」とあるのでこの文書が書かれた七月二十八日以前であることは間違いない。ここであるという三者による均分とは、【事例6—5】04—00212—13 (画像4—0566—0567) 供状の殷懐先らの供述に「蒙訊断、令永定場斗市均割三分每月初一至初十歸僧普寛經收、十一至二十歸客總經收、以作来往差務之資、二十一至三十歸義學經收斗市、以作延師束脩之用」とあり、永興菴住持の僧普寛、場頭・客総、生員ら義学関係者の三者が一ヶ月三日のうちそれぞれ一日ずつ市に向いて斗市を徴収するという方法で行う。
- (108) 【事例12】05—00038—02 (画像6—0081—0082) 訴状「至僧經管炭秤、每月上官炭二斗、又有廟内棉花市取行焚献、乃僧管理多年、並無混亂」。
- (109) 【事例4—7】04—00220—07 (画像4—0673) 示論稿「據此、除呈批示、並給發斗秤・牌棍外、合行出示曉諭。為此、示仰該場場頭・居民・舖戶・買賣人等知悉、嗣後買賣一切、務須遵用給發較準斗秤、公平交易、毋許以強凌弱、以衆欺寡」。
- (110) 08—00024—04 (画像20—0284—0286) 「照得學憲保棚試竣、按考潼棚、應由縣屬柳邊駟經過。合行出示曉諭、為此示仰該處場頭・各總・約・保、以及茶肆・酒店・舖戶一切買賣人等知悉、一俟差事到境、務須公平交易、勿許任意勒索、高抬市價。倘敢故違、一經查出、定即重究不貸」。
- (111) 【事例10—1】08—00022—01 (画像20—0263—0264) 簽「欽如同知升銜署理保甯府南部縣事・即補縣正堂劉、簽仰該役、前往縣屬新鎮壩、即催場頭・客總雇募精壯夫四十名、齊集縣城、聽候督憲過境、以便支應。所有夫價錢文、均由本縣照價發給、不累民間分文。該場頭等務須辦理妥善、毋得托故推諉遲延」。
- (112) 【事例10—2】08—00022—03 (画像20—0266) 簽「欽如同知升銜署理保甯府南部縣事・即補縣正堂劉、簽仰該役前去、速催富村驛・大橋場・柳邊驛・東壩場、該處場頭・客總人等、即將支應大差繹夫・措夫・草料等項、準備足數聽候。該場頭等務須辦理妥善、毋得臨時短少貽誤」。
- (113) 山本進氏は同氏「二〇二二『明清時代の商人と国家』(研文出版)「第二章清代後期四川における地方財政の形成」(一九九二)『史林』七五一六に初出)において、『巴県档案』を用いて四川省巴県の「差務」について検討され、「商工業者からの地方

的徴収は、巴県では一般に『差務』『差費』などと呼ばれていた」とされ、これらの地方的徴収について、徴収者側が、課税対象を明確化し、差務をより公的な地方財政として制度化し、太平天国を契機とした釐金の設置へと展開したと述べられている。筆者は『南部県档案』において差務の史料を系統的に収集しておらず、南部県の差務が制度化されて釐金の設置に展開したか否か、検証することはなし得ないが、差務のとき地方的徴収の繁重化についてはその傾向を看取できる。

(114) 【事例 9—1】 06—00103—01 (8—1328—1329) 簽

特授南部縣正堂羅、籤仰該役前往、督催老鴉岩等場場頭・客總人等、即將籤後所派木枷、務須較常枷重加大、迅即如數辦齊、隨籤搬運赴縣、以憑應用。去役毋得藉簽需索滋事遲延干咎、速速須籤。計粘單一紙。同治十二年三月初三日工房呈稿

計開

老鴉岩	木枷一面、	碑院寺	木枷一面、加大	楠木寺	木枷一面、	盤龍場	木枷一面、加大
黃連埡	木枷一面、	流馬場	木枷一面、加大	定水寺	木枷一面、加大	建興場	木枷一面、加大
萬年場	木枷一面、	永興場	木枷一面、	盤龍驛	木枷一面、加大	石河場	木枷一面、
新鎮壩	木枷一面、加大	雙河場	木枷一面、	富利場	木枷一面、	王家場	木枷一面、加大
河壩場	木枷一面、	李渡場	木枷一面、	東壩場	木枷一面、加大	馬鞍塘	木枷一面、加大

【事例 9—2】 06—00120—01・02 (画像9—0146—0147) 簽

特授南部縣正堂羅、簽仰該役前往老鴉岩等場、速催場頭・客總・鉄匠人等、即將粘單内開派繳鉄繩、如數辦齊、隨簽赴縣呈繳、以憑應用。去役毋得藉簽需索滋延干究、速速須簽。計粘單一紙。同治十二年四月廿五日工房呈稿。(批)行。

計開

老鴉岩	鉄繩一條	碑院寺	鉄繩一條	楠木寺	鉄繩一條	盤龍場	鉄繩一條
黃連埡	鉄繩一條	流馬場	鉄繩一條	定水寺	鉄繩一條	萬年場	鉄繩一條

清代後期、四川省南部県における場市の設立と県衙門(滝野)



建興場 鉄繩一条 永興場 鉄繩一条

(115) 前掲「山本一九九二(二〇〇二)」参照。

(116) 【事例6—3】04—00212—08(画像1—0559—0560) 懇状「蟻等為首、支應差務、於今八月間因兵差過境、有恩差至場、要等給伊駄騾三匹、蟻等一時措齊」。

(117) 【事例11】08—00021—01(画像20—0253—0255) 移文「又查汎署歷來向有夫馬漏規、係每年四・七・十三箇月查場三次、每次收受各場夫馬錢、每年三次敝約收夫馬錢壹千串之譜。敝汎自光緒六年四月二十四日到任、檢查檔案、即知查場、不准需索夫馬、營中已於去年十一月、准前縣移有督憲札飭嚴禁之文。敝汎到任後、雖經出外查場、未敢向地方需索夫馬。現在官價既已遵照裁去、其夫馬漏規、敝汎亦願自行裁革、以免累派鄉場」。また附單には夫馬錢について「毎年查場三次。四・七・十三箇月、每次應收各場夫馬錢參佰餘仟文」とある。

(118) 【事例6—2】04—00212—06(画像04—0553—0555) 稟状「沐恩斷、令斗市三股均分、其蟻等支應來往客商以及公務差事、所分一股、義字分一股、和尚分一股」。

(119) 七月二七日、生員らによつて、留任の陳文元を含め何盛朝・戴朝順・莫仕益らが新しい場頭・客総に推挙された【事例6—1】04—00212—07(画像04—0556—0558) 稟状)が、二八日には莫應元ら場頭が陳文元を含めて辞任し【事例6—2】04—00212—06(画像04—0553—0555) 稟状)、他方、公務を十分に果たしえないという理由で戴朝順・莫仕益が永定場の公務を辞退する【事例6—3】04—00212—08(画像4—0559—0560) 懇状)などした。八月八日に僧普寛・何清洋・戴朝順・莫仕益、十月には股懐先らも場頭か客総に就役しているらしく、認状に名を連ねている【事例6—8】04—00219—03(画像4—646) 認状に「道光十七年」十月初一(日)、認状人莫大祿十・陳瑞林十・股懐先十・李安堯十・李國才十・陳萬倫十」とある。

(120) 【事例6—6】04—00212—15(画像1—0569) 結状「今沐審斷、令永定場斗市、於每月初一日至初七日止、歸住持經收、初八日至二十三日止、歸場總經收、於每月二十四日至三十日止、歸義學經收、各管日期不得異外滋非」。

- (121) 【事例6—7】04—00212—16 (画像4—0570) 認状「蟻等當堂認得、永定場客總凡遇差務竭力承辦、兼外來匪徒嚴密稽查、不得滋非。蟻等具認狀是實」。
- (122) 【事例6—9】04—00219—05 (画像1—0650—0653) 武生韓邦平等懇状「生等為首、經理行用、每年約取佃錢六十七串、延師教誨、業已三載、均無異說。今正月內陡出、閻氏莫仕玉、串同股懷先等、輒主覬覦、妄爭義學斗市、以致互控、在案。今五月十八日沐恩法審、三股行用、各照日期打收、但生等無力辦公、願將義學七日斗市入公、祈恩化裁、生等辭退、以免日後互爭訟。……(四川保寧府南部縣正堂)王批『查斗戶、應客總充當。本非文武生所得經理。該處斗張、原為支應差務而設、迨後該生等爭佔七日。雖云設立義學、其實歷來設立〔未設立〕。今既自悟請辭、准其辭退。所有行用、應責令該場客總、照舊經收、支應差務、並設立義學延師訓課、可也』。
- (123) 同右、後半の王批參照。
- (124) 【事例7—1】05—00279—04 (画像7—1546—1548) 告状「私設場市……私設斗市、重取行用、橫行霸道」。
- (125) 【事例7—3】05—00279—08 (画像7—1554—1556) 稟状「被何中瑄等仗勢刁惡、私通外匪、常來滋擾」。
- (126) 同右に「蟻等控後伊等具呈請示、認充支差、且蟻等老弱家貧、難以為敵、新場舖房未修、無人趕集、恐悞差徭、難辭其責。是以懇恩祈飭何中瑄等具結認充、支應差務」。
- (127) 同右の知果の批「准辭退。所有原領諭帖、着即呈繳」。
- (128) 【事例8】07—00759—01 (画像19—0430—0432) 牒文「民等鮮店子、與蓬邑地土連界、上通保寧、下通綏定等處孔道。早年請示興場、設立斗張、打取米糧勺用、支應各衙門差務、並文武聖廟焚獻。每年公議首事經理、歷來無異」。
- (129) 同右「伊店反私置升斗、攔截過僧、取用入私、兼阻滯米糧挑販、不許担運鮮店市口、捐蹈民等差務無着」。
- (130) 同右「竊該市上下通衢、不第早年請市設斗、支應各衙公務。況例早設塘兵、傳送各路星急公文、若不稟請懇牒縣、恁伊減市、將來豈獨差務莫着、而塘移蓬〔邑〕公文、碍道難通、干係非小」。
- (131) 【事例13】05—00169—06 (画像7—0073) 稟状「早年有趙騾子・趙五子・李昌喜・滿建成・李斌、在南關外鍋鋪嶺設立豬市、

清代後期、四川省南部県における場市の設立と県衙門(滝野)

每逢三・六・九日趕集、每期約有三百餘豬隻買賣、兩家賣價錢每千、伊等取行用錢四十文。伊等承認支應燒豬、不取分文。取等承辦春秋二祭、業經三載、毫無違悞。自取等投充以來、伊等勒派取等幫給燒豬、每隻去錢一百四十文、陸續共支錢二十一千七百文」。

(132) 同右「伊等私設擅取行用侵蝕、並不支應差徭」。

(133) 前掲「山本一九九二(二〇〇二)」參照。

(134) 【事例7—4】05—00279—11 (画像、—1560—1561) 供狀「文生是北路總保正、每逢練團之期、因甲內花戸住居、離場遠窻、多有不齊。有附近何中瑄們商議、在他居近元山子建造舖房、興設場市。凡遇趕集練團、以便來往」。

(135) もちろん地方文書を利用するのが理想的であるが、南部県についてそのような文書が発見されたという情報はない。

(136) 南充市檔案館において、南部県に関する郷鎮志の類の有無について尋ねたが、明確な回答を得なかった。中国科学院北京天文台主編「一九八五」『中国地方志聯合目錄』(中華書局)によれば、光緒三二年(一九〇六)編『南部県郷土志』という地方志の抄本があるとのことであり、二〇〇八年九月の二度目の史料調査の際、これを閲覧するために成都市にある四川省図書館を訪れたが、同年五月に起こった四川大地震により同館の書庫が被害を受け、古籍の閲覧が中止されていた。それ以来再訪の機会がなく閲覧を果たせていない。